

2020年12月25日  
株式会社ウエスト電力

## 大雪により被災されたお客様に対する 電気料金 の特別措置について

このたびの大雪により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

当社では、大雪の被害により災害救助法が適用された市および隣接する地域において、被災されたお客様からのお申し出を受けた場合には、電気料金その他について、下記の通り特別措置を実施します。

### 1. 適用対象

災害救助法適用地域、および隣接地域において被災されたお客様（別紙参照）

### 2. 特別措置の内容

東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社が適用する内容と同等と致します。（別紙参照）

なお、災害救助法の適応地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。

東北電力株式会社：[https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1217833\\_2558.html](https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1217833_2558.html)

東京電力エナジーパートナー株式会社：<https://www.tepco.co.jp/ep/archive/20201222.html>

中部電力ミライズ株式会社：[https://miraiz.chuden.co.jp/info/press/1203740\\_1938.html](https://miraiz.chuden.co.jp/info/press/1203740_1938.html)

### 3. 特別措置のお申込み方法および本件に関するお問い合わせ先

本件に関する特別措置を希望されるお客様は下記〔お問い合わせ先〕までご連絡下さい。

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日 9：00～18：00

（定休日：土曜・日曜・祝日）